

会 議 録

会議の名称	令和4年度第4回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和5年1月31日（火） 午後1時30分から
会 場	東大和市役所 会議棟 1階 第1・2会議室
出 席 者	運営協議会委員14名（欠席3名） 健幸いきいき部長、保険年金課長 事務局3名 合計19名
公 開 等 非 公 開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 非公開議決 一部
傍 聴 人	有・ <input type="radio"/>
配 布 資 料	別紙のとおり
会 議 次 第	日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び 出産育児一時金の支給額の引上げについて (答申案) 日程第2 その他
会 議 の 記 録	別紙会議録のとおり
備 考	

<p>尾崎会長 事務局</p>	<p>それでは早速、本日の出欠状況についてお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員14名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。</p>
<p>尾崎会長</p>	<p>どうもありがとうございました。次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、お手元にお配りしております次第によりまして、進めさせていただきます。早速議事に入ります。初めに、「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて(答申案)」でございます。前回の運営協議会で諮問内容につきまして説明いただき、ご自宅でご覧いただいたところでございます。それを基に24日までのご意見も踏まえまして、答申案をまとめさせていただきました。意見をいただきました皆様、本当にありがとうございました。答申案の内容につきまして、説明をお願いいたします。</p>
<p>川口部長</p>	<p>皆様こんにちは、健康いきいき部長の川口でございます。本日はよろしく願い申し上げます。それでは、答申案の内容につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>初めに、前回の運営協議会にて諮問させていただきました内容につきまして、運営協議会の場でいただきました意見のほかに、1月24日までに4名の委員の方から、事務局までご意見をいただきました。いずれも国民健康保険税の税率等の改定に</p>

関するご意見で、口頭でいただきましたものを要約して報告をさせていただきます。お1人目の意見でございます。「国民健康保険はそもそも相互扶助を前提とした制度なので、納付金の増額により保険税が上がるのはやむを得ない。」といったご意見でございました。お2人目の意見です。「健保組合にとっても厳しい運営状況にある。医療給付費も上がっている。また、収入のうち5割以上が後期高齢者医療支援金及び前期高齢者納付金に充てられており、保険財政の大きな負担となっている。赤字運営も3年続いており、来年度からは保険料の値上げを検討している。国保側の値上げもやむを得ないのではないか。」といったご意見。3人目のご意見です。「財政状況が厳しいなか、基金を積極的に活用し、保険税改定率を抑制したことは評価できるのではないか。」といったご意見。4人目のご意見でございます。「納付金が上がって、被保険者が減っているのでは保険税の値上げはやむを得ない。国民健康保険加入者以外にしわよせが行くべきでない。」といったご意見でございました。なお、出産育児一時金の支給額の引上げにつきましては、特にご意見もなく、異論はございませんでした。

これらのことを踏まえまして、答申書案の内容がまとめられております。答申書案の内容につきまして、ご説明申し上げます。お手元にお配りしております「東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて（答申）」の案をご覧ください。1枚目は鑑文となっております。本日、委員の皆様より答申の内容をお諮りいただきましたのち、会長印を押印した答申書を用意させていただきます。

次に、2枚目以降が答申書となります。1枚目が表紙になり

まして、1枚おめくりいただきますと、諮問の内容を認める答申に至った考えがまとめられておりますので、そのまま内容を読み上げさせていただきます。

当協議会は令和5年1月17日に、市長から東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて諮問を受け、意見集約を行った。その結果、当協議会として、以下の趣旨から諮問の内容を認め、別記のとおり国民健康保険税の税率等の改定を認めること及び出産育児一時金の支給額を引き上げることが適当と判断した。

1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定

当協議会においては、国民健康保険制度の安定的・持続的な運営に、国民健康保険財政の健全化が必要なものと認識しており、国保財政健全化計画に基づく国民健康保険税の税率等の改定を、市長の諮問どおりに認める答申を行ってきた。令和5年度は、本計画の最終年度となる。市の説明では、令和5年度納付金は、納付金額が急増した令和4年度から、さらに約9,700万円の増額となり、一方で被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適用拡大の影響により、著しく減少するとのことである。そのため、令和5年度の納付金額を一人当たりで換算すると、約1万円も増額する、との説明もあった。同じ公的医療保険の中でも、厳しい財政状況に直面している健康保険組合では、医療給付費の増加や後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の負担が保険財政を圧迫していることから赤字運営が続いており、昨今では保険料率を増改定する健康保険組合が増えている状況にある。このようなことから、健康保険組合からの財源負担により前期高齢者交付金を

得ている国民健康保険においては、財政の健全化を進める必要があるものといえる。今般の諮問において、国民健康保険事業運営基金の積極的な活用により、令和5年度の一人当たり保険税改定率を令和4年度と同率とする市の判断は、物価高騰の状況下において一定の評価ができる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の保険税減免等を継続すること、生活困窮者への新たな対策として保険税減免や医療機関窓口における一部負担金の徴収猶予・減免の対象を拡大させること、被保険者均等割の負担割合を標準保険料率より下回るように抑制し、課税限度額を法定額まで引き上げて所得割を抑える中低所得者層への配慮も可能な限り行うこと等、市として最大限の努力を払っているものと認められる。このことを踏まえ、国民健康保険が相互扶助を基本としており、国民健康保険に加入されていない方へ負担が及ばないようにするためにも、保険税率等の増改定はやむを得ないものと判断し、諮問のとおり国民健康保険税の税率等の改定を認めるものである。なお、国民健康保険制度の構造的な課題については、一自治体の取組で対応するには限界があることから、国による制度の抜本的な見直し、また、これまでの間において赤字補填繰入の解消を積極的に進めてきた市区町村に対する財政支援、これらについて、引き続き国又は東京都に対する要望を行っていただきたい。

2 出産育児一時金の支給額の引上げ

出産育児一時金の支給額の引上げについては、被保険者の出産にかかる費用負担の軽減に資するものと認められることから、諮問のとおりで異論ない。

	<p>次に、別記の内容をご覧ください。1の東大和市国民健康保険税の税率等の改定に関する(1)の税率等及び次のページになります。(2)の改定時期、並びに2の出産育児一時金の支給額の引上げに関する(1)の出産育児一時金の支給額、及び(2)の改定時期であります。こちらにつきましては諮問内容のとおりとなりますので、説明を割愛させていただきます。</p> <p>3の審議日程でございますが、令和5年1月17日に市長から諮問を受け、資料説明を受けた後、ご審議いただきました。</p> <p>繰り返しとなりますが、答申案につきましては、前回の運営協議会以降、委員の皆様からのご意見をとりまとめた内容となっております。本日、委員の皆様によります慎重な審議をふまえて、答申案どおりの内容でお認めいただきましたら、本日この後、市長に答申書を提出させていただく予定となっております。答申書案の内容の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
尾崎会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。本日、委員の皆様から意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。ご意見あればよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>ご説明ありがとうございました。諮問を受けてから説明をいただいて、様々な方々からのご意見いただいた中で、それらがほぼ全て網羅されていると判断できますので、私はこの内容で答申としていいのではないかと思います。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。皆様いかがでしょうか。</p>
尾崎会長	<p>(意見なし)</p>
尾崎会長	<p>それではご意見がないようであればお諮りしたいと思います。それではお諮りいたします。「東大和市国民健康保険税の</p>

	<p>税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて」、諮問のとおり改定を適当と認める答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
尾崎会長	<p>異議なしの声多数ということで、答申案につきましては承認とさせていただきますので、よろしく申し上げます。この答申書につきましては、本日、私と職務代理の委員で市長に提出させていただきます。委員の皆様には、改めて答申書の写しをお送りいたしますので、よろしく申し上げます。それでは、事務局から何かございますか。</p>
岩野課長	<p>この度は、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。これからの予定でございますが、令和5年第1回市議会定例会にて、条例の改正を提案できるよう作業を進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。以上で、「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて（答申案）」を終了とさせていただきます。</p> <p>次に、「日程第2 その他」として事務局から何かございますか。皆様から何かございますか。</p>
尾崎会長	<p>（発言なし）</p> <p>よろしいでしょうか。それではなければ、これをもちまして「日程第2 その他」を終了とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の日程を全て終了とさせていただきます。本日の運営協議会はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>